

令和7年度インターネット広告宣伝等業務

業務仕様書

令和7年1月

岩手県競馬組合

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県競馬組合（以下「競馬組合」という。）が実施する「令和7年度インターネット広告宣伝等業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、競馬組合が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画競争に参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

(1) 業務名

令和7年度インターネット広告宣伝等業務

(2) 履行期間

令和7年4月1日(火)から令和8年1月31日(金)まで

(3) 見積限度額

30,360千円(税込) 以内

なお、令和7年2月開催予定の岩手県競馬組合議会定例会において、予算が議決された場合に有効とする。

2 広報展開の基本方針

岩手競馬は、コロナ禍に伴う社会・経済状況の変化によって競馬場から遠のいたお客様の来場回復や新たな競馬ファンの獲得、拡大したインターネット投票会員の岩手競馬ファンとしての定着などに取り組んできており、今年度売上は、対前年度比でプラスとなっている。

こうした環境の中で売上の多くを占めるのはインターネットで岩手競馬を購入されるお客様であり、いかに馬券の購入に結びつけるかが大きな課題となる。

一方で他地区の競馬場と比較して、競馬場や専用場外で現金投票されるお客様の売上の占める割合が大きく、実際に来場されるお客様の満足度が向上する環境づくりも必要である。

こうした環境を背景に、2025シーズンの広報展開のコンセプトを設定したうえで、各種広報ツールの特性を生かしつつ、岩手競馬を全国にアピールしブランド力をあげる、統一感のある広報を実施したい。

(1) 岩手競馬への参加促進による新規及び恒常的なファンの獲得と定着

既存競馬ファンへ向けた情報発信をより充実させ、満足度向上を図る。

また、新たなファンを獲得し恒常的なファンへ昇華するよう努める。

並びに、競馬を中心とした馬事文化への理解の促進や岩手競馬へのイメージ向上を図る。

(2) 勝馬投票券購入につながる情報発信

拡大したインターネット投票会員を岩手競馬ファンとして定着させ、インターネット投票の好調な売上を維持向上させる取組を推進する。

3 広報施策要件

広報展開の基本方針の下、次に記載する広報施策等について、最適な方法を提案すること。

1 次に掲げる業務内容を、対象の競走及びその理由も含め提案すること。

ただし、**ダートグレード4競走（マーキュリーカップ、クラスターカップ、不来方賞、南部杯）は、提案に必ず含めること。**

(1) 競馬予想に係る動画コンテンツのライブ配信**(必須)**

(2) WEB キャンペーン

(3) SNS を活用した広告宣伝

(4) その他、岩手競馬の発売促進及び来場促進につながるインターネット施策

- 2 1に関する概算見積り及び実施運営体制
※ 開催日程については後日公表するものであること。

4 企画提案書の作成

(1) 企画提案書の作成（任意様式 A 4 版 A 3 版折込可）

参加者は、「1 本業務の概要」、「2 広報展開の基本方針」、「3 広報施策要件」に沿った内容で企画提案書を作成すること。

(2) 企画提案書等の提出

正本 1 部及び副本 8 部とする。

(3) 企画提案の無効

下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて提出された企画提案
- ② 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する企画提案
- ③ 参加資格確認申請書を提出していない者からの企画提案
- ④ その他、本実施要領に定める事項に反した企画提案。

5 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

- ① 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ② 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を競馬組合に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1) 再委託等の制限」②により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ① 競馬組合は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ② 競馬組合は、上記「(1) 再委託等の制限」②により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ③ 受託者は、上記①、②による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、競馬組合に対して文書により通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施による著作権は全て岩手県競馬組合に帰属し、同組合が広報宣伝、来場促進及びその他の目的のために自由に使用できるものとする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年 3 月30

日岩手県条例第 7 号) を遵守しなければならない。